

(仕様書番号 第 号)

収 入  
印 紙

# 瑞穂市公共下水道 (瑞穂処理区) 汚水管路施設整備事業 (第1期事業計画工区) 委 託 業 務 契 約 書 (案)

1 委託業務の名称

2 履行期間 自 年 月 日 至 年 月 日

3 契約金額

千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額

千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---

4 契約保証金

千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---

上記の委託業務について、瑞穂市公共下水道 (瑞穂処理区) 汚水管路施設整備事業 (第1期事業計画工区) (以下「本事業」という。) に関して、発注者が〇〇〇を代表企業とする企業体 (以下「事業者」という。) との間で令和〇年〇月付で締結した基本協定書 (以下「基本協定」という。) 第7条で定めるところに従い、発注者である瑞穂市と受注者である〇〇〇は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 [ ] 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 瑞穂市  
代表者

印

受注者【共同企業体名称】

代表者

住  
名  
氏

所  
称  
名

印

構成員

住  
名  
氏

所  
称  
名

印

構成員

住  
名  
氏

所  
称  
名

印

## 【別添】

### (総則)

第1条 受注者は、募集要項等（本事業を実施する民間事業者の募集に際して配布した募集要項、その他の一切の資料（当該資料に係る質問回答書を含む。）及び本事業に関する仕様書等（要求水準書、事業提案書及び実施計画書（ただし、事業提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された要求水準を上回るとき（発注者及び受注者が事業提案書について確認した事項を含む。）に限り、事業提案書が優先して適用されるものとする。）以下同じ。）に基づき頭書の契約金額をもって、頭書の履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

### (再委託の禁止)

第2条 受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。

### (権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して、売掛債権（第11条第1項に規定する受注者の契約金額の支払いの請求に係る権利（委託業務完了前であっても将来完了により取得する権利を含む。）をいう。次項において同じ。）を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による売掛債権の譲渡に係る発注者への通知（債権譲渡登記がされたことのお知らせを含む。以下この項において「通知」という。）が、発注者の受注者への支払手続（発注者が第11条第1項の規定による受注者からの支払請求に基づき、受注者を当該契約金額の債権者として確定し、受注者に支払いをするために発注者が行う一連の手続をいう。）の完了後に発注者に到達した場合、受注者は、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項の規定にかかわらず、当該通知の内容を発注者に対抗することができない。

### (委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は受注者に対し報告を求めることができる。

### (仕様書等不適合の場合の修正義務)

第5条 受注者は、委託業務が仕様書等に適合しない場合において、発注者がその修正を要求したときは、受注者はこれに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更)

第6条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(期限の延長)

第7条 受注者は、天災地変その他自己の責めに帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、発注者に対し、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第8条 履行期限内に経済事情の激変又は予期することができない異常の理由に基づく経済情勢の変化により、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、発注者と受注者が協議の上、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第9条 受注者は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第10条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額を損害金として徴収する。

2 前項の損害金は、発注者が受注者に契約金額を支払う時に相殺する。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に委託業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に活動報告書（以下「目的物」という。）について検査をしなければならない。この場合において、受注者は、発注者が特に必要がないと認めるときを除き、検査に立ち会うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格した場合において、委託業務の成果物等引渡しを要する目的物があるときは、その目的物を遅滞なく発注者に引き渡さなければならない。

4 第2項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は、

遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払い)

第12条 受注者は、前条に規定する検査に合格したとき（前条第3項の規定による目的物の引渡しをした場合にあつては、当該目的物を引き渡したとき）は、所定の手続に従つて契約金額の支払いを請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、委託業務に関して仕様書等に定めた基準以上の成果を上げた場合、当該仕様書等に定める手続きに従い、支払いを請求するものとする。

3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

4 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(委託業務の実施に係る損害)

第13条 受注者は、委託業務の実施に当たりその責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合、発注者に対してその損害を賠償するものとする。

2 受注者は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担においてその損害を賠償するものとする。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により当該各号に該当することとなったときは、この限りでない。

(1) 履行期限内に業務の全部又は一部の履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が第2条の規定に違反したとき。

(3) 受注者又はその使用人が検査又は監督に際し職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として契約金額の10分の1（第4項の規定により発注者が契約金額の一部を支払う場合にあつては、当該支払額を契約金額から控除した額の10分の1）に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合であつて、それが受注者の責めに帰すべき事由によるものであるとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、委託業務の履行部分又は目的物の既納部分があり、可分な部分の給付として発注者が利益を受けるときは、その部分を業務の完了とみなすことができる。この場合において、発注者は、当該部分の検査をし、発注者が受ける利益の割合に応じて契約金額の一部を支払わなければならない。
- 5 第2項の違約金は、発注者から受注者に対する支払金があるときは、その支払いの時に相殺する。

（談合その他不正行為による解除）

第15条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本件契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号の命令により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、か

つ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

第16条 受注者は、本件契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者に対し、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までのうち決定の対象となる独占禁止法違反行為が、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、本件契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、前項の違約金のほか、発注者に対し、違約金（違約罰）として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額がこれらの規定の違約金を合計した額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 前3項の規定は、本件契約の終了後においても適用があるものとする。
- 5 受注者が第1項及び第2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 受注者の役員等が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 受注者の役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。
- (5) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供

与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

- (6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (7) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき又は業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。

(賠償金、損害金又は違約金の控除等)

第19条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は返還金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払いの日まで、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

- 2 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第20条の2 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 受注者は、委託業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、委託業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 4 受注者は、委託業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 5 受注者は、委託業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。



- 6 受注者は、委託業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報記録された資料等についても、同様とする。
- 7 受注者が委託業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 8 受注者が、個人情報記録された資料等について、発注者の承認を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（補則）

- 第21条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び瑞穂市契約規則（平成15年瑞穂市規則第46号）を遵守するものとする。
- 2 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。